

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

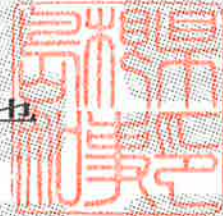
住所 岡山県倉敷市松江三丁目2番46号

名称 内田工業株式会社

代表取締役 内田 航

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山 達也



許可の年月日 令和5年3月14日

許可の有効年月日 令和10年3月13日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

廃油 (揮発油、灯油及び軽油又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は、水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は、水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)

銀、さいい (鉛又はその化合物、六価クロム化合物を含むことにより有害なものに限る。)

燃え、炭 (鉛又はその化合物、六価クロム化合物を含むことにより有害なものに限る。)

ばいじん (鉛又はその化合物、六価クロム化合物を含むことにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことにより有害なものに限る。)

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

(1)平成23年3月14日新規許可

(2)令和5年2月13日更新許可

5. 積替え許可の有無

有・

無

松江市の区域に係る積替え許可無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・

無